

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

タクシー事業場における労働条件の確保・改善のための具体的な取組について

タクシー事業においては、規制緩和後、既存事業者を中心に増車が盛んに行われていること等により営業収入が低下したため、歩合制を基本とする賃金体系を採っているタクシー運転者の収入低下を招く事態が生じている。こうした状況の中で、タクシー運転者の賃金について最低賃金を割り込むような状況にあるとして国会でも繰り返し取り上げられているところである。

このため、国土交通省との間でそれぞれに取り組むべき課題とその対策を協議し、一体的な対応を行うべく、協議の場を設けることとしているところであり、おって、これに関する情報も通知する予定であるが、当面は、下記のとおり取組を行うこととするので、積極的な対応を図られたい。

記

1 自主点検の実施

タクシー事業者に対して、自主点検表を送付し、労働基準法、最低賃金法等の遵守状況について事業者に対して自ら点検・確認を行わせ、問題がある場合には、自主的な改善を図らせることとする。その際、新たに作成するタクシー運転手の最低賃金に関するリーフレットを同封し、事業者には最低賃金法の遵守について、理解の促進を図ること。

2 監督指導の実施

監督指導を実施すること。